

旭川市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第51号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可、認可の変更、廃止及び休止に当たって遵守すべき事項を定める。

第2章 設置認可の要件

(設置認可の基本方針)

第2条 幼保連携型認定こども園の設置認可は、旭川市子ども・子育てプラン（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき本市が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数及び子育て支援事業に対する需要、周辺の保育所及び幼稚園等の配置状況等を踏まえた将来の保育及び教育の需要に基づき幼保連携型認定こども園設置の必要性を考慮して行うものとする。

ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、旭川市子ども・子育てプランにおいて定める必要利用定員総数に既に達している場合等は、幼保連携型認定こども園の設置の認可をしないことができる。

(設置者)

第3条 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園を設置し、経営するために必要な資産を備えていると認められる社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）とし、別表1「社会福祉法人等による幼保連携型認定こども園設置主体適合条件」に適合するものとする。

(定員)

第4条 幼保連携型認定こども園の定員は、20人以上とする。

(入園児童)

第5条 幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(施設の構造、設備等)

第6条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備等は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令並びに別表2「施設の基準」の定めるところに従うものとする。

(機能充実又は多機能化のための設備・空間)

第7条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り、子育て支援事業、一時預かり事業等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

(職員)

第8条 幼保連携型認定こども園に配置する保育教諭等その他の職員は、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合するよう努めなければならない。

- (1) 条例に基づき必要とされる数の保育教諭等（以下「定数保育教諭等」という。）には、常勤の保育教諭等を充てることを原則とすること。ただし、講師は非常勤とすることができる。
- (2) 定員が90人以下の幼保連携型認定こども園については、施設型給付を受ける要件を満たすため、定数保育士の他に常勤の保育士1人を置くこと。
- (3) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合にあっては、保育教諭等を1人置くこと。
- (4) 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人置くこと。
- (5) 調理員は、施設型給付を受ける要件を満たすため、定員が40人以下の幼保連携型認定こども園にあっては1人以上、定員が41人以上150人以下の保育所にあっては2人以上、定員が151人以上の幼保連携型認定こども園にあっては3人以上を配置すること。ただし、第10条第2項の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園は除く。

(園長等の資格)

第9条 園長の資格は、教諭の専修免許又は1種免許状を有し、かつ、保育士資格を有している者で別表3「園長の資格を有する者が5年以上従事する職」に掲げる職に5年以上あること。

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当し、人格、教育及び保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で前項に規定する者と同等の資質を有すると幼保連携型認定こども園の設置者が認める者を園長とすることができる。

- (1) 幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者
- (2) 幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者
- (3) 地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者
- (4) その他前各号に掲げる者と同等の資質を有する者

3 前2項の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

(保健衛生及び給食)

第10条 幼保連携型認定こども園において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施するものとする。

2 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによる。

3 幼保連携型認定こども園における給食については、自園調理が原則であるが、やむを得ない事由により満3歳以上の幼児に対する食事の提供を、当該幼保連携型認定こども園以外で調理し、搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第15条に定めるところによる。

(開園時間及び休園日)

第11条 幼保連携型認定こども園の開所時間は、1日11時間を原則とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を原則とする。

3 前2項に規定する開園時間及び休園日は、市長との協議を踏まえた上で決定するものとする。

(学校法人が幼保連携型認定こども園を設置するのに必要な土地及び建物の確保)

第12条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人は、当該幼保連携型認定こども園の設置に必要な全ての土地及び建物の所有権を有さなければならない。ただし、土地については、国又は地方公共団体からの借用等の所有権を移転することが困難な特別の事業があり、かつ、当該幼保連携型認定こども園が提供する保育及び教育に支障がないことが確実に認められる場合には、借用することができる。

2 前項ただし書における土地の貸借契約の借用期間は、20年以上でなければならない。

(社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置するのに必要な土地及び建物の確保)

第13条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする社会福祉法人は、当該幼保連携型認定こども園の設置に必要な全ての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸付け若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、次条に掲げる要件に適合する場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受け、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第14条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物について貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあつては、第3号から第5号までに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合し、かつ、当該幼保連携型認定こども園が提供する保育及び教育に支障がないこと及び待機児童を解消し、又は子育て支援事業を実施する上で有用であることを市長が認めた場合でなければならない。

- (1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該登記を行わないことができる。
 - ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
 - イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合
 - ウ ア及びイに掲げるほか、市長が安定的な事業の継続性が確保されると認めた場合
- (2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第3章 設置認可及び変更の手続き

(事前協議等)

第15条 設置認可を受けようとする者（以下「設置認可申請者」という。）は、設置認可事務を円滑かつ適正に行うため、設置認可の申請を行う前に市長に協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

2 事前協議は、「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議書」（様式第1号）を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期限までに市長に提出して行うものとする。

| 区 分 | 期 限 |
|------------------------------------|------------------------------|
| 施設の整備を行い幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする場合 | 施設の整備を行う年度の前年度の8月までの間市長が定める日 |
| 上記以外の場合 | 設置する年度の前年度の8月までの間市長が定める日 |

(設置認可申請)

第16条 設置認可申請者は、旭川市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年旭川市規則第53号。以下「施行細則」という。）第2条に規定する「幼保連携型認定こども園設置認可申請書」に加え、別表4「設置認可に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(設置の認可等)

第17条 市長は、前条の設置認可申請書について審査を行い、認可した場合又は認可しない場合について、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更の手続き)

第18条 設置認可を受けた幼保連携型認定こども園の名称等を変更したときは、変更後1か月以内に、施行細則第3条に規定する「幼保連携型認定こども園変更届」に加え、別表5「名称等の変更に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 設置認可を受けた幼保連携型認定こども園の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者は、事前に整備に係る計画書を市長に提出し、協議を行うものとする。

3 市長は、前項の協議書を受けたときは、実地確認等の協議内容の審査を行うものとする。

4 協議を踏まえ、幼保連携型認定こども園の建物その他設備の規模及び構造等の変更をした場合は、施行細則第3条に規定する「幼保連携型認定こども園変更届」に加え、別表6「設備等の変更に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

第4章 廃止及び休止

(廃止又は休止に関する協議)

第19条 設置認可を受けた幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止の認可を受けようとする設置者（以下「廃止等認可申請者」という。）は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第20条 廃止等認可申請者は、前条に規定する協議後、施行細則第4条に規定する「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書」に加え、別表7「廃止又は休止に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第21条 市長は、前条に定めるところにより、幼保連携型認定こども園の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する子どもの数から、施設の廃止の妥当性があることが認められること。
- (2) 現に入園している子どもに係る処置が適切であり、当該子どもの処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人等である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められる。
- (6) 廃止について社会福祉法人等の理事会の議決（学校法人であって寄付行為に定めがある場合にあっては評議員会の議決を含む。）その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること及び定款の変更又は社会福祉法人等の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること。
- (7) その他当該幼保連携型認定こども園の廃止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、幼保連携型認定こども園の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に入園している子どもに係る処置が適切であり、当該子どもの処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人等の理事会（学校法人であって寄付行為に定めがある場合にあつては評議員会の議決を含む。）の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること。
- (4) その他当該幼保連携型認定こども園の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

（廃止・休止の承認）

第22条 市長は、第20条に定めるところにより申請された幼保連携型認定こども園の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該施設を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

第5章 委任

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 この要綱の施行の日前においても平成27年4月1日付けの認可に係る必要な手続きを行うことができる。

別表 1 社会福祉法人等による幼保連携型認定こども園に係る設置主体適合条件（第 3 条関係）

- (1) 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (4) 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (6) 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (7) 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ (1)、(2)又は(6)に該当する者
 - ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
 - ニ (4)に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

別表2 施設の基準（第6条関係）

1 施設整備に当たって遵守すべき基準

| 室名等 | 基準 |
|----------|---|
| 保育室及び遊戯室 | 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。） |
| 調理室 | 安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。 |
| 便所 | 乳児室、保育室等の配置状況、又は定員等を考慮し、十分な設備を有すること。 |
| 園庭 | <p>1 土壤に問題のない土地であること。また、砂遊び及び水遊びができる環境であることが望ましいこと</p> <p>2 同一敷地外の園庭に代わる場所を利用する場合にあっては、当該場所が次に掲げる基準を満たす公園、広場、寺社境内等(以下「公園等」という。)であること。ただし、条例附則第7項に該当する場合を除き、公園等の面積は条例に規定する園庭の面積には算入されない。</p> <p>(1) 屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度(幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離)であり、移動の安全が確保されていること(幼保連携型認定こども園と隣接した場所にあることを要しない。)</p> <p>(3) 公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、保育所による安全的かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。</p> <p>(4) トイレが設置されていること。</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育の内容を適切に提供できる場所であること。</p> <p>3 屋上を園庭として利用する場合にあっては、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、条例附則第7項に該当する場合を除き、屋上の面積は条例に規定する園庭の面積には算入されない。</p> <p>(1) 耐火建築物であること</p> <p>(2) 屋上(屋上と同一階を含む。)に便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>(3) 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)について適切な対応を行うこと</p> <p>(4) 園児が屋内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。)と行き来できると認められること。</p> |
| 飲料水用設備 | 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。 |

| | |
|-----|---|
| その他 | <p>1 建築基準法，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律，児童福祉法，都市計画法，消防法等を遵守し，特に，採光，換気，避難用設備等の入園子どもの保険衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。</p> <p>2 耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること，又は，耐震補強工事が実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準の基づき設計及び建築された建物を除く。）</p> <p>3 吹付けアスベストが不使用，又は除去等の措置済みであること。</p> <p>4 室内空気中の化学物質濃度が，厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成24年2月7日医薬発第0207002号）未満であること。</p> <p>5 既存施設を利用した整備を行う場合は，建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること（検査済証については，実質的に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類に代えることができる。）</p> <p>6 既存建物を活用するときは，建築基準法第87条に基づき，原則として，補助金等の申請までに特殊建築物（保育所）への用途変更の手続きを行い，建築確認済証の交付を受けなければならないこと。</p> |
|-----|---|

2 設置が望ましい設備

| |
|---|
| 調乳室，沐浴室，放送聴取室，映写室，図書室，水遊び場，園児清浄用設備，洗濯室，調理室前室，食品庫，調理員トイレ，会議室，送迎用駐車場及び駐輪場 |
|---|

3 園舎の階数

園舎は2階建以下を原則とする。ただし，保育所等の既存施設を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合や，設置場所が市街地であり敷地の確保が困難である認められる場合はこの限りではない。

4 保育室等の設置階

乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設置することを原則とする。ただし，保育所等の既存施設を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合や，建物の構造上，乳児室等をすべて1階に設置することが困難であると認められる場合で，条例第15条第1項において読み替えて準用する旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条に掲げる要件のほか，次に掲げる要件を満たす場合にあっては，乳児室等を2階以上に設置することができる。

（1）保育室等が2階の場合

| 項 目 | | 内 容 |
|-----|-------------------------|------------------|
| 1 | 建物構造 | 耐火建築物 |
| 2 | 階段 常用右の中から1以上設けること。） | 1 屋内階段 2 屋外階段 |

| | | |
|---|-------------------------|--|
| | 避難用 (右の中から1以上設けること。) | <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) (建施令同条第3項第2号, 第3号, 第9号を満たす特別避難階段に準じた構造) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 待避上有効なバルコニー (次の要件を満たすものであること) <ol style="list-style-type: none"> (1) 床は準耐火構造で, 十分に外気に開放していること。 (2) 2m以内の建物の外壁は準耐火構造, 開口部は防火設備であること。 (3) 出入口の戸は, 幅0.75m以上, 高さ1.8m以上, 下端床面からの高さ0.15m以下であること。 (4) 待機面積は階の保育室等面積の概ね1/8以上とし, 幅は3.5m以上の道路又は空地に面していること。 4 屋外傾斜路 (建基法による準耐火構造) 5 屋外階段 |
| | 階段までの距離 | 常用・避難用の設備は, 保育室等の各部屋から歩行距離が50m以下とすること。 |
| 3 | 転落防止 | 保育室等の出入り, 通行する場所に転落事故防止設備を設けること。 |

(2) 保育室等が3階の場合

| 項 目 | | 内 容 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 建物の用途 | 建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。 |
| 2 | 階段 常用 (右の中から1以上設けること。) | <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋外階段 |
| | 避難用 (右の中から1以上設けること。) | <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋内特別避難階段に準じた屋内階段 4 屋外傾斜路 (建基法による耐火構造) 5 屋外階段 |
| | 階段までの距離 | 常用・避難用の設備は, 保育室等の各部分から歩行距離が30m以下とすること。 |
| 3 | 転落防止 | 保育室等の出入り, 通行する場所に転落事故防止設備を設けること。 |
| 4 | その他 | 調理室と他の区画を防火区画で区画すること。 |
| | | 防火区画は, 耐火構造 (建基法) の床・壁・特定防火設備 (建施令第112条2項) で区画されていること。また, 貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられていること。(ただし, スプリンクラー設備, 調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く) |

| |
|--------------------------------|
| 強火力の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。 |
| 建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。 |
| 非常警報器具又は非常警報設備，消防機関通報設備を設けること。 |
| カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。 |

(3) 保育室等が4階以上の場合

| 項 目 | | 内 容 |
|-----|-----------------------------|---|
| 1 | 建物の用途 | 建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。 |
| 2 | 階段 常用 (右の中から1以上設けること) | 1 屋内避難階段 (建施令第123条1項) 2 屋内特別避難階段 (建施令第123条3項) 3 屋外避難階段 (建施令第123条2項) |
| | 避難用 (右の中から1以上設けること) | 1 屋外避難階段 (建施令第123条2項) |
| | 階段までの距離 | 常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が30m以下とすること。 |
| 3 | 転落防止 | 保育室等の出入り，通行する場所に転落事故防止設備を設けること。 |
| 4 | その他 | 調理室と他の区画を防火区画で区画すること。 |
| | | 防火区画は，耐火構造 (建基法) の床・壁・特定防火設備 (建施令第112条2項) で区画されていること。また，貫通する風道がある場合は防火ダンパーが設けられていること。(ただし，スプリンクラー設備，調理器具の自動消火装置等が設けられている場合は除く。) |
| | | 強火力の火気設備は，建基法の火気使用室扱いとすること。 |
| | | 建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。 |
| | | 非常警報器具又は非常警報設備，消防機関通報設備を設けること。 |
| | | カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。 |

※ 保育室等が設置される最上階の基準が該当する。

例 保育室等が2階と3階にある場合：「保育室等が3階の場合」 保育室等が2階から4階にある場合：「保育室等が4階以上の場合」

※ 「建基法」は建築基準法を，「建施令」は建築基準法施行令を意味する。

5 満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室等を3階以上の階に設置する場合の要件

満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室等は，「4 保育室等の設置階」に関わらず3階以上の階に設置してはならない。ただし，保育室等と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り，満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室等を3階以上に設置することができる。

別表3 園長の資格を有する者が5年以上従事する職

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第1項及び第70条第1項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）による改正前の学校教育法第73条の3第1項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校の長の職
- (5) 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- (6) 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける（1）から（3）までに掲げる者に準ずるものの職
- (7) 前号に規定する職のほか、外国の学校における（1）から（3）までに掲げる者に準ずるものの職
- (8) 少年院法（昭和23年法律第169号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第7条第1項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第44条に規定する救護院（同法第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職
- (9) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- (10) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- (11) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- (12) 児童福祉法第六条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- (13) 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- (14) 家庭的保育事業等における事務職員の職
- (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- (16) 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

別表4 設置認可に関する書類（第16条関係）

- 1 定款又は寄付行為
- 2 設置者が法人の場合、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本
※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 3 施設の配置図・位置図
- 4 施設の平面図
- 5 各室面積表（認可を受けようとする年度の4月の保育室等の配置のものを提出。乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室は面積を記載すること。）
- 6 建築確認済証又は検査済証、消防用設備等検査済証の写し
- 7 運営規程
- 8 設置者が法人の場合、設置運営に係る事項について議決した議事録の写し
- 9 従業員一覧及び履歴書
- 10 従業員の勤務体制表（認可を受けようとする年度の4月の予定勤務体制）
- 11 就業規則
- 12 有資格者の資格証明書類の写し
- 13 資産状況の確認書類
（貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書・法人の通帳残高証明書【通帳が複数有る場合は同一年月日のものに限る。】）
- 14 施設に係る土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本
※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 15 施設に係る土地・建物の賃貸借契約書の写し
※賃借している場合のみ提出。
- 16 役員一覧兼誓約書
- 17 その他必要書類（調理業務委託等契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表5 名称等の変更に関する書類（第19条関係）

- 1 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合においては、幼保連携型認定こども園の名称を変更することについて理事会等で議決した議事録の写し
- 2 幼保連携型認定こども園の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 定款変更承諾書の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表6 設備等の変更に関する書類（第19条関係）

- 1 建物その他設備の規模構造及び使用区分(保育室, 遊戯室, 乳児室, ほふく室等の設置位置等)並びに屋外遊戯場を変更する場合には, 次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図(建物の規模構造及び使用区分の変更の場合)
 - (3) 土地の実測図(屋外遊戯場等の変更の場合のみ)
 - (4) 建築確認通知書及び検査済証の写し(建物の規模構造の変更の場合)
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書(登記後に提出する。)
 - (6) 屋外活動に関する計画書(専用の屋外遊戯場を設置しない場合で, 屋外遊戯場に代わる場所を変更する場合)
- 2 定員を変更する場合には, 次に掲げる書類
 - (1) 幼保連携型認定こども園の定員を変更することについて理事会等で議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の部屋別面積表
- 3 設置者の代表者を変更する場合には, 次に掲げる書類
 - (1) 代表者を変更することについて理事会等で議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書(登記後に提出する。)
- 4 園長を変更する場合には, 次に掲げる書類
 - (1) 園長を変更することについて理事会等で議決した議事録の写し
 - (2) 園長の履歴書
 - (3) 要綱第9条の要件を充足することを証する書面

※ 提出書類のうち, 写しについては代表者の原本証明が必要。

別表7 廃止又は休止に関する書類（第21条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

